掛川市広報かけがわ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広報かけがわ（以下「広報紙」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告主の資格等）

第２条　広報紙に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の資格及び広告の掲載に関する基本方針は、掛川市広告掲載要綱（平成19年４月１日施行。以下「掲載要綱」という。）の規定の例による。

（広告主の募集）

第３条　広告主の募集は、広報紙、市ホームページ等により行うものとする。

（広告の規格等）

第４条　広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）の規格、掲載位置及び掲載料は、次の表のとおりとする。

規　　格	掲載位置	掲載料（１回につき）
Ａ４（縦297mm×横192mm）　４色（CMYK）	裏表紙面	185,000円（税込）

２　広報紙の記事と広告とを明確に区分するため、広告の枠内に「広告」と表記するものとする。

３　クーポン券等を含む広告は、掲載することができないものとする。

（広告掲載の申込み）

第５条　広告主となろうとする者（以下「申込者」という。）は、広報紙広告掲載申込書（様式第１号。次項において「申込書」という。）に次に掲げるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1)　会社概要、事業内容がわかるもの

(2)　市内に住所（所在地）を有しない広告掲載希望者（次項において「市外希望者」という。）にあっては、市区町村税の納付状況を確認できる書類

(3)　資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し

(4)　広告原稿案

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　市外希望者が申込みをしようとする場合にあっては、当該広告を掲載しようとする広報紙の発行日の５月前から申込書を提出することができるものとする。

（広告掲載可否の決定）

第６条　市長は、前条の申込みがあったときは、第２条の基本方針に基づき速やかに掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により掲載の決定を通知する場合において、当該広告の仕様、色合い、内容等の変更について指示又は必要な条件を付すことができる。

（広告原稿の提出）

第７条　広告主は、市長が指定する方法により広告の原稿を提出しなければならない。

（広告主の責任）

第８条　広告主は、広告の掲載に関する一切の責任を負うものとする。

２　掲載するイラスト、写真等の著作権及び肖像権については、広告主の責任において確認し、広告の掲載に係る一切の権利について第３者への譲渡、転貸等を行ってはならない。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告主は、市長が指定する方法により広告の掲載料を一括納付するものとする。

（広告掲載料の還付）

第10条　広告の掲載料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責によらない事由により広告の掲載ができなくなくなったとき。

(2) その他市長が返還の必要があると認めたとき。

（広告掲載の取り消し）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、広告の掲載の決定を取り消すことができる。ただし、これによって生じた広告主の損害ついては、市はその責任を負わない。

(1) 広告主がこの要領に違反したとき。

(2) 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき。

(3) 広報紙の編集発行において止むを得ない事情が発生したとき。

２　市長は、前項の規定により広告の掲載の取消しを決定した場合は、広報紙広告掲載取消通知書（様式第３号）により広告主に通知するものとする。

（広告の審査）

第12条　広告に関し市長からの諮問に応じて審査を行うに当たっては、掲載要綱の規定の例による。

（雑則）

第13条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成26年２月１日から施行する。ただし、第９条及び第10条の規定は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成27年７月１日から施行する。

２　改正後の掛川市広報かけがわ広告掲載取扱要領様式第１号の規定は、この要領の施行後にされた申込みについて適用し、この要領の施行前にされた申込みについては、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成29年２月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成31年２月１日から施行する。

２　改正後の掛川市広報かけがわ広告掲載取扱要領の規定は、平成31年４月２日以後に発行する広報紙に掲載する広告の掲載料から適用し、同日前までの掲載料については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和２年１月16日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

広報紙広告掲載申込書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

所在地
名　称
申請者　代表者　　　　　　　　㊞
電話番号
担当者

掛川市広報かけがわ広告掲載取扱要領第５条の規定により、次のとおり広告の掲載を申し込みます。

なお、広告掲載の基準に適合することを確認するため、市税納税情報について市長が照会することに同意します。

法人等団体の概要	
広　告　の　内　容	
添　付　資　料	

様式第２号（第６条関係）

広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

掲川市長　氏　　　　名　印

年　月　日付けで申し込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

広告の内容	
広告掲載可否 （否の場合にはその理由）	
広告掲載料	

【付帯条件】

・掛川市広報かけがわ広告掲載取扱要領を遵守すること。

様式第３号（第11条関係）

広報紙広告掲載取消通知書

第　　号

年　　月　　日

様

掛川市長　氏　　　　名　印

年　月　日付け第　号により決定した広告の掲載について、次のとおり取り消すことに決定したので通知します。

広 告 の 内 容	
取 消 理 由	